

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【人事委員会】

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県職員の給与の支給の特例に関する規則
  - 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
  - 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正
  - ”
- （以上県例規集登載）

人事委員会

”

”

”

”

”

”

## 目次

担当課（室）

# 平成31年3月29日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

次長	部長
六級	

を

部長	次長
六級	七級

に、

工業技術センター		
総括主幹	総括副参事	次長
四級	五級	七級

を

工業技術センター		
総括主幹	総括副参事	次長
四級	五級	六級

に

# 平成31年3月29日 岡山県公報 号外

改め、同表教育委員会の項中

次長
六級

を

次長  
総括参事

六級

に改め、同表警察の項中

上席鑑定官

を

上席鑑定官  
室長  
センター長

に、

「センター長」を「困難な業務を行うセンター長」に改める。  
別表第一への表知事部局の項中

農林水産総合センター農業研究  
所

室長

三級

副所長

四級

を

農林水産総合センター農業研究  
所

室長

三級

副所長

四級

に

農林水産総合センター生物科学  
研究所

総括研究員

三級

改め、同表警察の項中

上席鑑定官

四級

を

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

上席鑑定官  
理事官

四級

に改める。

別表第一トの表知事部局の項中

困難な業務を所掌する課長  
参事

を

困難な業務を所掌する課長

に、

所長  
特別研究員

を

参事  
参与

所長

に改める。

別表第一チの表知事部局の項中「次長」を「総括主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋山 義信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

局長（行政職給料表の八級の職に限る。）  
部次長  
参与（行政職給料表の八級の職に限る。）

を

部次長  
参与（行政職給料表の八級及び医療職給料表（二）の四級の職に限る。）

に、

自治研修所	
次長	所長
八種	三種

を

自治研修所	
次長	所長
四種	三種

に、

# 平成31年3月29日 岡山県公報 号外

次長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	所長	所長（行政職給料表の七級の職に限る。）
八種	六種	五種

に、

次長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	所長
八種	六種

を

部長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。）	次長
八種	五種

に、

次長 部長 課長（行政職給料表の六級の職に限る。）
八種

を

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

教育次長 参与（行政職給料表の八級の職に限る。）	参与 課長（行政職給料表の七級の職に限る。）
-----------------------------	---------------------------

を

教育次長 課長（行政職給料表の七級の職に限る。）
-----------------------------

に、

校長	六種
----	----

に改め、同表教育委員会の項中

校長	五種
----	----

を

次長（研究職給料表の五級の職に限る。） 次長 総括研究員 課長	六種 八種
--	----------

に、

次長 総括研究員 課長	六種 八種
-------------------	----------

を

# 平成31年3月29日 岡山県公報 号外

の項中「センター長」を「センター長（行政職給料表の六級及び公安職給料表の七級の職に限る。）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

部  
長

を

参 部  
事 長

に、

参 事  
統括学芸員

を

統括学芸員

に、

次 長  
参 事

を

次 長  
総括参事  
参 事

に改め、同表警察



◎岡山県人事委員会規則第十二号

岡山県職員の給与の支給の特例に関する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員の給与の特例に関する規則

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間においては、岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）第十六条第三項の規定の適用については、同項中「十八（給与条例第十五条から第十七条までに規定する手当を支給する場合にあつては十九）」とあるのは「二十二」とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「公聴広報班及び庁舎管理班」を「及び公聴広報班」に、「及び行政改革推進室」を「行政改革推進室及び庁舎管理班」に改め、「庁舎管理班に属する者で庁舎管理の企画立案の事務を行うもの」を削り、「に限る。」主幹を「並びに総務班、法制班及び給与班に属する者に限る。」主幹に、「地方創生推進室、行政改革推進室」を「地方創生推進室、人事班、行政改革推進室」に改め、「給与班及び法制班」を削り、教育委員会の部教育庁の項中「参与 課長」を「課長」に改め、同部教育事務所の項中「総括参事（教職員班及び学校支援班）」を「総括参事（教職員班）」に、「教職員班及び学校支援班」を「及び教職員班」に、「副参事（教職員班及び学校支援班）」を「副参事（教職員班）」に、「主任（教職員班及び学校支援班に属する者に限る。）」を「主任（教職員班に限る。）」主事（教職員班に属する者に限る。）」に改め、同部学校以外の教育機関の項中「副館長 参事」を「副館長」に改め、人事委員会事務局の部中「総括主任」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「総務審査班  
給与班」 を「審査・給与班」に改める。

第四条中 「総括主任」を「主幹」に改める。

第五条第四項中 「総括主任」を「主幹」に、「を処理するとともに、所掌」を「のうち、連絡又は調整を要する事項、その他重要事項に関する」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

別表3の項1中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 選考の委任 (第29条)		
ア 基準及び方法の承認	○	
イ 報告書の受理	○	

別表3の項2中

勤務延長の期限の延長又は勤務延長職員の異動の承認（等級が行政職給料表6級以上の職又はこれに相当する職に係るものを除く。） (第2条)	○	を
---	---	---

(1) 勤務延長の期限の延長又は勤務延長職員の異動の承認（等級が行政職給料表6級以上の職又はこれに相当する職に係るものを除く。） (第2条)	○	に改める。
(2) 報告書の受理 (第3条)	○	

別表4の項1中(10)を(11)とし、(5)から(9)までを一ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(5) 降格した場合の号給の決定の承認(第20条)	○	
---------------------------	---	--

# 平成31年3月29日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会訓令第三号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

第五条の表中「、総括主幹又は総括主任」を「又は総括主幹」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。